

令和 7 年

秋 の 火 災 予 防 運 動

— 実 施 要 綱 —

「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」

(2 0 2 5 年 度 全 国 統 一 防 火 標 語)

秋 田 市 消 防 本 部

令和7年秋の火災予防運動実施要綱

1 目 的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 期 間

令和7年11月2日(日)から11月8日(土)まで

3 運動の重点

- (1) 地震火災対策の推進
- (2) 住宅防火対策の推進
- (3) 林野火災予防対策の推進
- (4) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (7) 乾燥時および強風時の火災発生防止対策の推進
- (8) 放火火災防止対策の推進

4 推進事項

(1) 家庭では

- ア 寝たばこは絶対にせず、布団や枕、パジャマは防炎品を使用しましょう。
- イ 感震ブレーカーの設置や、ストーブ等暖房器具の近くには可燃物を置かないようにしましょう。
- ウ 寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体の不自由な方々を住宅火災から守りましょう。
- エ 住宅用火災警報器（日本消防検定協会の検マークの表示のある機器）の設置を徹底し、定期的に作動確認および電池が切れていないか確認するとともに、設置から10年以上経過したものについては本体交換を行うなど適切な維持管理に努めましょう。
- オ 家のまわりには燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- カ 乾燥時および強風時の火の取扱いには十分に注意しましょう。
- キ 電気器具、配線・配管を正しく使用し、老朽化した物は早めに交換しましょう。
- ク 消火器等の破裂による事故を防止するため、古くなったもの、変形、塗装の剥離のあるもの、耐用年数の経過したものは更新しましょう。

(2) 職場では

ア 飲食店では、こんろ使用中の監視人配置、排気ダクトの定期的な清掃を行いましょう。また、消火器具を設置しましょう。

特に、木造建築物の密集する地域等では火気設備等の適正な取扱いについて徹底しましょう。

イ 防火管理者を選任し、消防計画に基づき消火訓練や避難訓練を実施しましょう。

ウ 外国人来訪者に配慮し、避難誘導等の多言語化および文字等による視覚化を実施しましょう。

エ 消防用設備等は常に点検整備を行い、いつでも使えるようにしましょう。

また、法令で定められている期日までに管轄の消防署所へ点検結果報告書を提出しましょう。

オ 「適マーク」・「防火基準点検済証」・「防火優良認定証」の確認をしましょう。

(3) 地域では

ア 火災予防や住宅用火災警報器に関する広報活動を積極的に行いましょう。

イ 幼年消防クラブ、火災予防組合、自主防災組織等による訓練および火災予防活動を実施しましょう。

ウ 消防団などと連携をし、高齢者宅への住宅用火災警報器の設置徹底と適切な維持管理を呼びかけましょう。

エ 火災警報発令中は、火入れ・たき火の禁止等火の使用制限を徹底するとともに、監視・広報パトロールの強化など出火防止に努めましょう。

オ 寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体の不自由な方々等の地域ぐるみの避難協力体制を確立しましょう。

カ 放火を防ぐための取組についての話し合いをしましょう。

5 実施事項

(1) 広報等

ア 消防本部

(ア) 関係部局および関係団体への協力依頼

(イ) マスメディア、ホームページ、SNSの活用

(ウ) ポスター、チラシの配布

(エ) 動画を活用した住宅防火対策等の啓発

イ 消防署

(ア) のぼり旗、ポスター等の掲出

(イ) 車両による巡回広報

(ウ) 住戸訪問による住宅防火対策等の啓発

(エ) その他署長が必要とする事項

ウ 消防団

(ア) 住宅防火用チラシの配布

(イ) のぼり旗、ポスター等の掲出

(ウ) 車両による巡回広報

広報例「こちらは〇〇分団です。ただいま、秋の火災予防運動実施中です。消防法によりすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。点検ボタンなどで作動状況を確認しておきましょう。まだ設置されていないかたはご家族の安心安全のため、設置しましょう。」

(2) 立入検査

ア 消防本部

移動タンク貯蔵所等

イ 消防署

(ア) 消防用設備等に重大な違反が認められた防火対象物で、改修指定期日等を超過したもの

(イ) 特定一階段等防火対象物で消防法令違反が認められるもの

(ウ) その他、署長が特に必要と認めるもの

(3) 消防施設の点検整備

ア 消防本部

消防団機械器具置場(水防倉庫を含む)の点検

イ 消防署

消防水利の維持管理

ウ 消防団

(ア) 消防機械器具の機能点検および置場の整理清掃

(イ) 消防水利の確認

(4) 訓練

ア 消防署

(ア) 事業所等に対する訓練指導

(イ) 消防団との連携訓練

イ 消防団

駆け付け訓練、放水訓練

6 その他

(1) 違反対象物に係る公表制度の周知を図る。

(2) 防火優良認定証および防火基準点検済証(防火セーフティマーク)ならびに防火対象物に係る表示制度(適マーク)の周知を図る。

(3) 各消防署又は合同で防火イベントを開催する。

(11月2日(日)南消防署 ごしよの消防フェア)

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

—— 4つの習慣・6つの対策 ——

〈4つの習慣〉

- 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

〈6つの対策〉

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。